(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの利用及び温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを導入する者等に対して、予算の範囲内で逗子市カーボンニュートラル推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則(平成3年逗子市規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

- 第2条 補助金の種類は、次のとおりとし、定義、補助対象者、補助事業の範囲、補助 対象経費及び補助額の算出方法は、別表で定めるとおりとする。
  - (1) 逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
  - (2) 逗子市再エネ・省エネ・蓄エネ機器導入費補助金
  - (3) 逗子市電気自動車用充給電設備導入費補助金
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。
  - (1) 市税を滞納している者
  - (2) 逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号)第2条第1号から第3号まで及び第5号に規定する者
- 3 市長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の同意を得て、 その者に係る市税の滞納の有無を確認するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、第2項 に該当することが判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (補助の制限)
- 第3条 交付決定者は、補助金の交付を受けて導入した設備を所有する間は、同種類の 設備の導入について、再度の補助を受けることができない。

(交付の申請)

- 第4条 申請者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める申請書を 別表で定める提出期限までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金 逗子市カーボンニュー

トラル推進補助金交付申請書(逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金)(第1号様式)

- (2) 逗子市再エネ・省エネ・蓄エネ機器導入費補助金 逗子市カーボンニュートラル 推進補助金交付申請書(逗子市再エネ・省エネ・蓄エネ機器導入費補助金)(第2号 様式)
- (3) 逗子市電気自動車用充給電設備導入費補助金 逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付申請書(逗子市電気自動車用充給電設備導入費補助金)(第3号様式)
- 2 申請者は、前項各号の申請書のほか、別表で定める添付書類を市長に提出しなけれ ばならない。
- 3 申請者は、補助の対象とする住宅において補助対象工事を実施する場合であって、 当該住宅に共有者が存在するときは、当該共有者全員の設置同意書(第4号様式)を 市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査して交付の適否を決定し、その結果を逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付(不交付)決定通知書 (第5号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付すことができる。

(補助事業の着手)

- 第6条 補助事業の着手は、別表で定めるとおりとする。
- 2 申請者は、前条に規定する交付決定の前に、補助事業に着手してはならない。 (申請内容の変更)
- 第7条 交付決定者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに変更内容 が確認できる書類を添付の上、逗子市カーボンニュートラル推進補助事業変更承認申 請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 交付決定者は、申請内容の変更に当たっては、補助金交付決定金額を増額して申請 することができない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を逗子市カーボンニュートラル推進補助事業変更承認(不承認)通知書 (第7号様式)により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第8条 市長は、必要に応じて交付決定者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又 は調査することができる。

(完了報告)

- 第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置等が完了したときは、逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告書(第8号様式)を別表で定める提出期限までに市長に提出しなければならない。
- 2 交付決定者は、前項の報告書のほか、別表で定める添付書類を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の補助対象設備の設置等の完了が逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 導入費補助金である場合は、交付決定者は、逗子市カーボンニュートラル推進補助金 (逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金)施工証明書(第9号様式) を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

- 第10条 市長は、前条の報告書が提出され、その内容を審査して適当と認めるときは、 補助金の額を確定し、逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付確定通知書(第10 号様式)により通知するものとする。
- 2 交付決定者は、前項の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、 逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付請求書(第11号様式)を市長に提出しな ければならない。

(取得財産の管理及び処分)

- 第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。) を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 交付決定者は、補助対象設備の設置等の日から別表で定める期間を経過するまでは、 市長の承認を受けないで取得財産を処分(補助金の交付目的に反して使用し、又は譲 渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保することをいう。)してはならない。
- 3 交付決定者は、前項に規定する処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取 得財産の処分に関する承認申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査して取得財産の処分の可否を決定し、その結果を取得財産の処分に関する承認(不承認)通知書(第13号様式)により交付決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な指示又

は条件を付すことができる。

5 市長は、第1項から第3項までに規定する事項について必要があると認めるときは、 その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、第11条第4項の規定により取得財産の処分の承認をした場合又は前条 第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該処分又は取消しに係 る部分に対して既に補助金が交付されているときは、逗子市カーボンニュートラル推 進補助金返還命令書(第15号様式)によりその返還を命じることができる。

(市の施策への協力等)

第14条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じてデータ等の提供その他の協力を求めることができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金

定義	この表において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該
	各号に定めるところによる。
	(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (以下「ZEH

## 等」という。)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

#### (2) Z E H

ZEH等のうち、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。

#### (3) Nearly ZEH

ZEH等のうち、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロに近づけた住宅をいう。

#### (4) ZEH Oriented

ZEH等のうち、ZEHを指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅をいう。

## (5) BELS

「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針 (平成28年国土交通省告示第489号)」に基づく第三者認 証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」を いう。

補助対象者

ZEH等を新築、購入又は改修する個人

補助事業の範囲		次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
		(1) 補助の対象とする住宅(以下「補助対象住宅」とい
		う。)は、市内の住宅とし、事業完了後は、補助対象者
		が居住すること。
		(2) 補助対象住宅を導入する事業であって、次のいずれ
		かの事業であること。
		ア ΖΕΗ等を新築する事業
		イ ZEH等である新築建売住宅を購入する事業
		ウ 既存住宅をZEH等に改修する事業
		(3) 導入する設備(以下「補助対象設備」という。)が全
		て未使用品であること。
		(4) 同一年度内において、第2条第1項第2号に規定す
		る逗子市再エネ・省エネ・蓄エネ機器導入費補助金の
		交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業でな
		いこと。
補助対象経費		補助対象設備の購入及び工事に要する経費
		算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。
		(1) 国等の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、
		補助対象経費に係る補助額
		(2) 消費税及び地方消費税相当額
補助額の算出方法		ZEH等1件につき50万円を上限とし、1,000円未満の
		端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
交付申請書	様式	逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付申請書(逗
		子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金)
		(第1号様式)
	提出期限	補助対象設備の導入工事(以下この表において「補助対
		象工事」という。) に着手する前又は補助対象設備が導入
		された住宅を購入する前であって、補助事業を実施する
		年度の2月末まで

	添付書類	(1) BELSの評価によりZEH、Nearly ZE
		H、ZEH Oriented若しくはゼロエネ相当
		の評価を受けたことを示す評価書又は国等のZEH
		等補助金に係る交付決定通知
		(2) 工事請負契約書(工事着手予定日及び工事完了予定
		日が明記されているもの)の写し又は補助対象設備が
		設置される住宅の売買契約書(住宅の引渡し予定日が
		明記されているもの)の写し
		(3) 補助対象設備の仕様書等(補助対象設備の型式及び
		補助対象設備ごとの経費が明記されているもの)
		(4) 補助対象設備を設置する住宅の案内図又は購入予
		定の補助対象設備の設置された住宅の案内図
		(5) 補助対象住宅において補助対象工事を実施する場
		合にあって、当該住宅に共有者が存在するときは、当
		該共有者全員の設置同意書(第4号様式)
		(6) 補助対象者が賃借等している住宅において補助対
		象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書の
		写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者又
		は管理を委託されている事業者の同意書
		(7) その他市長が必要があると認めるもの
補助事業の着手		(1) 新築建売住宅を取得する場合にあっては、当該住宅
		の引渡しとし、その他の場合にあっては、補助対象工
		事の着手とする。
		(2) 前号に係る工事は、住宅の建築に係る基礎工事を含
		めない。
完了報告	様式	逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告書
		(第8号様式)
	提出期限	補助事業が完了した日から30日以内又は完了した日の
		属する年度の3月15日までのいずれか早い日
	l	

#### 添付書類

- (1) 補助対象設備の費用を支払ったことが分かる領収 書の写し(補助対象設備に係る金額が記載されていな い場合には、該当金額がわかるものを添付すること。)
- (2) 補助対象設備の導入後のカラー写真
- (3) 逗子市カーボンニュートラル推進補助金(逗子市ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助金)施工証明書(第9号様式)
- (4) その他市長が必要があると認める書類

#### 財産の処分の制限

補助対象者は、補助対象設備を5年以上所有し、使用しなければならない。ただし、補助対象設備が導入された住宅を購入した場合は、当該住宅の住所に住民登録した日から起算して5年以上所有し、使用しなければならない。

#### 2 逗子市再エネ・省エネ・蓄エネ機器導入費補助金

## 定義

この表において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該 各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定めるもの

(2) 太陽光発電設備

太陽光の再生可能エネルギー源を利用する発電設備 であって、当該発電設備から得たエネルギーを自家消費 することを目的とするもの及びその付属設備

(3) 定置式蓄電池システム

再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等 を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力供給のピーク時など、必要に応じて電気を活用できる設備

	(2) 消費税及び地方消費税相当額
	補助対象経費に係る補助額
	(1) 国等の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、
79 / 4 - 3 - 1   Laborator   2	算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。
   補助対象経費	補助対象設備の購入及び工事に要する経費
	業を除く。
	助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事
	る逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補
	(3) 同一年度内において、第2条第1項第1号に規定す
	- 「
	ウ 家庭用燃料電池システム 
	設置すること。) ウ 家庭用燃料電池システム
	イ 定置式蓄電池システム (太陽光発電設備を併せて
	設置すること。)
	ア 太陽光発電設備(定置式蓄電池システムを併せて
補助事業の範囲	(1) 次の各号に掲げる設備を導入する事業であること。
	する。
	省エネ・蓄エネ機器を設置された住宅を購入する個人と
	再エネ・省エネ・蓄エネ機器を設置する又は既に再エネ・
補助対象者	自ら居住し、若しくは居住を予定している市内の住宅に
	暖冷房設備、給湯設備等を制御可能な設備
	太陽光発電設備の発電量等を把握した上で、住宅用の
	(5) HEMSシステム
	気及び熱の供給を主目的とした設備
	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される電
	(4) 家庭用燃料電池システム

		(1) 太陽光発電設備及び定置式蓄電池システム 15万
		円
		(2) 家庭用燃料電池システム 5万円
		(3) HEMSシステム 1万円
交付申請書	様式	逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付申請書(逗
		子市再エネ・省エネ・蓄エネ機器導入費補助金)(第2号
		様式)
		補助対象設備の導入工事(以下この表において「補助対
	JC 11///12	象工事」という。)に着手する前又は補助対象設備が導入
		された住宅を購入する前であって、補助事業を実施する
		年度の2月末まで。
	   添付書類	(1) 工事請負契約書(工事着手予定日及び工事完了予定
		日が明記されているもの。)の写し又は補助対象設備
		が設置される住宅の売買契約書(住宅の引渡し予定日
		が明記されているもの。)の写し
		(2) 補助対象設備の仕様書等(補助対象設備の型式及び
		補助対象設備ごとの経費が明記されているもの。)
		定の補助対象設備の設置された住宅の案内図
		(4) 補助対象住宅において補助対象工事を実施する場
		合にあって、当該住宅に共有者が存在するときは、当
		該共有者全員の設置同意書(第4号様式)
		(5) 補助対象者が賃借等している住宅において補助対
		象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書の
		写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者又
		は管理を委託されている事業者の設置同意書(第4号
		様式)
		(6) その他市長が必要があると認めるもの
補助事業の着手		(1) 新築建売住宅を取得する場合にあっては、当該住宅

		の引渡しとし、その他の場合にあっては、補助対象工
		事の着手とする。
		(2) 前号に係る工事は、住宅の建築に係る基礎工事を含
	T	めない。
完了報告	様式	逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告書
		(第8号様式)
	提出期限	補助事業が完了した日から30日以内又は完了した日の
		属する年度の3月15日までのいずれか早い日
	添付書類	(1) 補助対象設備の費用を支払ったことが分かる領収
		書の写し(補助対象設備に係る金額が記載されていな
		い場合には、該当金額がわかるものを添付すること)
		(2) 補助対象設備の導入後のカラー写真
		(3) その他市長が必要があると認める書類
財産の処分の制限		補助対象設備は、導入完了日(補助対象設備付きの住宅
		を購入した場合は、その住宅に住民登録した日)から起
		算して、次の各号に掲げる年数以上所有し、使用しなけ
		ればならない。
		(1) 太陽光発電設備 10年
		(2) 定置式蓄電池システム 6年
		(3) 家庭用燃料電池システム 6年
		(4) HEMSシステム 5年

# 3 逗子市電気自動車用充給電設備導入費補助金

定義	この表において、電気自動車用充給電設備(以下「V2
	H」という。)は、次世代自動車(電気自動車、プラグイ
	ンハイブリッド車及び燃料電池自動車)に搭載された蓄
	電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力と
	して使用できるようにし、自動車と住宅とで電力を相互
	に供給する設備をいう。

補助対象者		自ら居住し、若しくは居住を予定している市内の住宅に
		V2Hを設置する又は既に住宅にV2Hが設置された
		住宅を購入する個人とする。また、市内の事務所又は営
		業所(以下「事務所等」という。)にV2Hを設置する法
		人又は個人事業主とする。
補助事業の範囲		次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
		(1) V2Hを導入する事業であること。
		(2) 補助対象設備が未使用品であること。
補助対象経費		補助対象設備の購入及び工事に要する経費
		算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。
		(1) 国等の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、
		補助対象経費に係る補助額
		(2) 消費税及び地方消費税相当額
補助額の算出方	法	V2H1件につき20万円を上限とし、1,000円未満の端
		数があるときは、これを切り捨てるものとする。
交付申請書	様式	逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付申請書(逗
		子市電気自動車用充給電設備導入費補助金)(第3号様
		式)
	提出期限	補助対象設備の導入工事(以下この表において「補助対
		象工事」という。) に着手する前又は補助対象設備が導入
		された住宅を購入する前であって、補助事業を実施する
		年度の2月末まで
	添付書類	(1) 工事請負契約書(工事着工予定日及び工事完了予定
		日が明記されているもの)の写し又は補助対象設備が
		設置される住宅の売買契約書(住宅の引渡し予定日が
		明記されているもの)の写し
		(2) 補助対象設備の仕様書等(補助対象設備の型式及び
		補助対象設備ごとの経費が明記されているもの)
		(3) 補助対象設備を設置する住宅の案内図又は購入予

定の補助対象設備の設置された住宅の案内図  (4) 補助対象住宅において補助対象工事を実施する場合にあって、当該住宅に共有者が存在するときは、該共有者全員の設置同意書(第4号様式)  (5) 補助対象者が賃借等している住宅において補助を象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書の多工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書のは管理を委託されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置同意書(第4号を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている事業者の設置の意思を表記されている。
合にあって、当該住宅に共有者が存在するときは、 該共有者全員の設置同意書(第4号様式) (5) 補助対象者が賃借等している住宅において補助。 象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書 写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者は管理を委託されている事業者の設置同意書(第4号
該共有者全員の設置同意書(第4号様式) (5) 補助対象者が賃借等している住宅において補助を 象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書 写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者と は管理を委託されている事業者の設置同意書(第4号
(5) 補助対象者が賃借等している住宅において補助を 象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書の 写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者と は管理を委託されている事業者の設置同意書(第4-5)
象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書の 写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者で は管理を委託されている事業者の設置同意書(第4号
写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者 は管理を委託されている事業者の設置同意書(第4号
は管理を委託されている事業者の設置同意書(第4
±- →- √-
様式)
(6) その他市長が必要があると認めるもの
補助事業の着手 (1) 新築建売住宅を取得する場合にあっては、当該住宅
の引渡しとし、その他の場合にあっては、補助対象
事の着手とする。
(2) 前号に係る工事は、住宅の建築に係る基礎工事を行
めない。
完了報告 様式 逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告
(第8号様式)
提出期限 補助事業が完了した日から30日以内又は完了した日の
属する年度の3月15日までのいずれか早い日
添付書類 (1) 補助対象設備の費用を支払ったことが分かる領口
書の写し(補助対象設備に係る金額が掲載されている。
い場合には、該当金額がわかるものを添付すること。
(2) 補助対象設備の導入後のカラー写真
(3) その他市長が必要があると認める書類
財産の処分の制限 補助対象者は、補助対象設備を5年以上所有し、使用
なければならない。ただし、補助対象設備が導入される
住宅を購入した場合は、当該住宅の住所に住民登録して
日から起算して5年以上所有し、使用しなければなられ
VY.